

## 「西宮生活ガイドブック」協働発行业務にかかる実施要領

### (趣旨)

- 第1条 この要領は、主に転入者に向けて西宮市（以下、市という）の地域ごとの自然や伝統・文化などの市の魅力情報、市の事業やこれまでのあゆみ、生活するにあたり最低限度必要な行政手続きや問合せ先などの行政情報を掲載した冊子「西宮生活ガイドブック」（以下、生活ガイドブックという）を発行することについて必要な事項を定める。
- 2 生活ガイドブックは、市と民間事業者から募る協働発行业務者と発行する。

### (規格等)

- 第2条 生活ガイドブックの規格等は、別に定める『西宮生活ガイドブック』協働発行业務にかかる仕様書（以下、仕様書という）による。
- 2 生活ガイドブックには、市が提供する市の魅力情報と行政情報のほかに、協働発行业務者が募集する企業等の広告（以下、広告という）を掲載する。

### (選定委員会の設置)

- 第3条 生活ガイドブック発行における協働発行业務者の選定を行うため、「西宮生活ガイドブック企画提案選定委員会（以下、選定委員会という）」を置く。
- 2 選定委員会の委員長は政策局長が当たり、市長室長、デジタル推進部長、市民総括室長、産業文化総括室長を委員として組織する。庶務は広報課が行う。委員会は、協働発行业務者の選定が終了したときは、解散する。
- 3 委員長は、選定委員会の代表として、会務を総理、会議を招集する。
- 4 会議の議長は、委員長が当たり、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (協働発行业務者の募集)

- 第4条 協働発行业務者は、市ホームページ等で公募する。

### (協働発行业務への参加申込み・資格)

- 第5条 協働発行业務者になろうとする者（以下、申込者という）は、『西宮生活ガイドブック』協働発行业務にかかる企画提案参加申込書（別紙様式1）と、別に定める『西宮生活ガイドブック』協働発行业務にかかる企画提案募集要領」（以下、募集要領という）に提示する必要な書類を添えて、指定期日までに市に提出しなければならない。
- 2 申込者は、次の各号の要件を満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと
  - (2) 西宮市指名停止基準による指名停止措置を現に受けている者でないこと
  - (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと
  - (4) 民事再生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと

(5) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 67 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に該当しないこと。

(6) 令和 5 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されていない法人等が応募する場合は、法人税（個人企業にあたっては所得税）、消費税、地方消費税および本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る。）に未納がある者（地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと

#### （協働発行事業者の選定）

第 6 条 市は、協働発行事業への参加申込みがあったときは、この要領と募集要領、及び仕様書等に定める要件に合致するか審査し、協働発行事業者（1 者）を選定する。

2 選考審査は、選定委員会において行なう。

3 選定委員会では、企画提案にかかるプレゼンテーションを受け、『西宮生活ガイドブック』協働発行事業にかかる企画提案募集要領に定める審査項目に従い、企画提案内容の評価を採点方式により行なう。

4 最高点の評価を獲得した者を協働発行事業者として選定し、最高得点を獲得した者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定するものとする。

5 市は前項の決定をしたときは、後日、申込者に対して結果を文書で通知するとともに市ホームページで公表する。

#### （契約の締結）

第 7 条 前条により協働発行事業者として選定された者は、生活ガイドブックの協働発行事業にかかる広告による収入と発行費用にかかる契約を市と締結する。契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用することとする。（業務委託契約書の書式は本市のホームページ（<https://www.nishi.or.jp/>）の「事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約に関する規則・要綱・基準等＞契約書（契約約款）・特約・誓約書＞業務委託契約書（契約約款）特約含む」（ページ番号：85195192）で閲覧できる。）

2 第 2 条 2 項により募集した広告による収入は、協働発行事業者に属する。そのうち、企画提案時に定める広告収入を市に支払うものとする。

3 市は、生活ガイドブックの発行にかかる費用を負担し、協働発行事業者に支払うものとする。

#### （原稿の作成および審査）

第 8 条 協働発行事業者は、市より提供された市の魅力情報と行政情報、発行事業者が募集する広告の原稿を作成する。

2 市は、原稿の内容を審査し、必要な場合は協働発行事業者に修正を指示できるものとする。

3 協働発行事業者は、広告原稿作成にあたっては、「西宮市広告掲載要綱」及び「西宮市

広告掲載基準」を遵守するとともに、広告主から市に対する誓約書（別紙様式2）を取得しなければならない。

（生活ガイドブックの納品）

第9条 協働発行业者は、生活ガイドブックを仕様書に規定のとおり市に納品するものとする。

（協働発行业者の責務）

第10条 協働発行业者は、生活ガイドブックの発行に関する事項（市の魅力情報及び行政情報の内容にかかるものを除く）のすべてについて、一切の責任を負うものとする。

2 協働発行业者が、生活ガイドブックに掲載する広告または協働発行业者が製作する情報の内容を変更し、または取り止めようとする場合は、速やかに市に申し出なければならない。

3 既に納品した生活ガイドブックに内容変更すべき事案が生じたときは、市と協議のうえ、協働発行业者の責任において、速やかに対応するものとする。

4 協働発行业者は、生活ガイドブックへの広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行业者または広告主の責任および負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰すべき場合はこの限りでない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、生活ガイドブックの発行に関し必要な事項は、双方協議のうえ決定する。

付則

この要領は、令和5年4月11日から施行する。